



第102回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2019年6月26日（水曜日）午前10時

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2019年6月25日（火曜日）午後6時15分まで

場 所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト3階
ステラホール

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役11名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	当社グループ役職員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

※株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席下さいますようお願い申しあげます。

証券コード 9069

センコーグループホールディングス株式会社

目 次

■ 第102回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	6
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	29
■ 監査報告書 謄本	32
■ 株主総会参考書類	35

(証券コード9069)

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都江東区潮見二丁目8番10号
センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 福田泰久

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき2019年6月25日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

梅田スカイビル タワーウエスト3階 ステラホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第102期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社グループ役職員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆様に提供する書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.senkogrouphd.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/)への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senkogrouphd.co.jp/>)に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)。
- ②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④インターネットによる議決権行使は、2019年6月25日（火曜日）の午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

②スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、上記①パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行って下さい。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

事業報告

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、雇用・所得環境や企業収益に改善がみられるなど、回復基調で推移いたしました。海外経済も総じて緩やかな回復が続きましたが、米中の貿易摩擦の拡大、中国の景気減速など、先行きについては不透明な状況が続きました。

主要事業の物流業界では、消費関連および生産関連貨物を中心に荷動きは堅調に推移いたしました。

このような中、当社グループは中期経営5ヵ年計画「センコー・イノベーションプラン2021(SIP21)」の2年目として、「事業領域の拡大」、「生産体制の強化」、「収益力の強化」などに取り組んでまいりました。

当期の主な取り組みは、以下のとおりであります。

「事業領域の拡大」では、センコー株式会社が4月に「東富士P Dセンター」(静岡県富士市)、5月に「流山ロジスティクスセンター」(千葉県流山市)、8月に「古河P Dセンター」(茨城県古河市)と「加須P Dセンター2号倉庫」(埼玉県加須市)、11月には「湖東倉庫」(滋賀県東近江市)をそれぞれ稼働いたしました。

なお、加須P Dセンター2号倉庫は、センコー株式会社と株式会社ランテックが共同運営する初の3温度帯センターです。

また株式会社ランテックが、4月に「大阪支店南港センター」(大阪市住之江区)を稼働させるとともに、「福岡支店センター」(福岡県糟屋郡)を増床し、12月には「京浜支店かわさきファズセンター」(川崎市川崎区)を開設いたしました。

海外では、上海扇拡国際貨運有限公司が5月に「青浦(チンプー)物流センター」(中国・上海市)を、11月には中外運扇拡国際冷鏈物流(上海)有限公司が「北京物流センター」(中国・北京市)を稼働いたしました。

またタイでは、大手外食チェーングループの「MK Restaurant Group Public Company Limited」との合弁会社である「M-Senko Logistics Co., Ltd.」が7月から営業を開始いたしました。さらに9月、タイを拠点に航空・海上輸送事業などを行う「Best Global Logistics Co., Ltd.」をグループに迎え、アセアン地域での事業強化を図っております。

「生産体制の強化」では、「アームロボット」や「無人フォークリフト」などの最新技術を導入し、物流センター内の省人化・機械化を積極的に進めております。4月に研究開発などを

進める「A.I.化プロジェクト」と「ロボティクスプロジェクト」を設置し、7月には次世代技術の開発・システム販売などを行う「イノバテックスタジオ株式会社」を設立するなど、省人化・機械化の取り組みを加速させております。

また、4月にセンコー株式会社の海運事業を承継した「センコ一汽船株式会社」が営業を開始し、海運事業の拡大を図っております。

モーダルシフトでは、長距離輸送をトラックから鉄道や船舶に転換した取り組みが評価され日本物流団体連合会から6月に「物流環境大賞」と3件の「物流環境特別賞」を、11月に4件の「モーダルシフト取り組み優良事業者賞」を受賞いたしました。

また、2月に経済産業省と日本健康会議が共同で進める「健康経営優良法人2019（大規模法人部門）～ホワイト500～」に2年連続で認定されました。さらに中小規模法人部門で、豊橋センコー運輸株式会社とハーコブ株式会社の2社が新たに認定されるなど、健康で働きやすい職場づくりを進めました。

「収益力の強化」では、間接業務の効率化、物流現場での生産性向上などに取り組みました。

当期の連結営業収益は、拠販や料金改定の効果、昨年度連結子会社化した安全輸送株式会社と株式会社オクムラの期間差影響、さらにライフサポート事業会社（株式会社けいはんなヘルパーステーション、株式会社ビーナス、株式会社ブルーアースジャパンなど）およびM-Senko Logistics Co., Ltd.をそれぞれ連結子会社化したことなどで、5,296億9百万円と対前期比7.6%の増収となりました。

利益面におきましては、外注費や燃料価格の上昇などのコストアップなどがありましたが、拠販や料金改定、連結子会社化による増益効果、さらに退職給付債務に係る数理差異の費用処理額の減少もあり、連結営業利益は196億31百万円と対前期比14.9%の増益、連結経常利益は198億76百万円と対前期比14.8%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社ランテックなどを完全子会社化したこともあり、116億81百万円と対前期比22.9%の増益となりました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

(物流事業)

新規大型設備の増収効果、日用品や食品、アパレル商品およびケミカル品などの拡販、料金改定の効果、安全輸送株式会社の期間差影響、M-Senko Logistics Co., Ltd.の連結子会社化などで、事業収入は3,753億84百万円と対前期比7.9%の増収となりました。

(商事・貿易事業)

貿易事業や石油販売などの増収、株式会社オクムラの期間差影響などで、事業収入は1,422億94百万円と対前期比2.1%の増収となりました。

(その他事業)

ライフサポート事業会社の連結子会社化による増収などで、事業収入は119億30百万円と対前期比135.9%の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました当社グループの設備投資の主なものは、以下のとおりであります。

①当期中に完成した主要設備

(株)ランテック大阪支店南港センター	(大阪市住之江区・延床面積 20,365.83m ²)
(株)ランテック福岡支店センター（増床）	(福岡県糟屋郡・延床面積 33,011.90m ²)
センコー(株)東富士P Dセンター	(静岡県富士市・延床面積 16,446.39m ²)
センコー(株)加須P Dセンター2号倉庫	(埼玉県加須市・延床面積 51,490.54m ²)

②当期中において継続中の主要設備の新設、拡充

(株)ランテック関西支店	(兵庫県西宮市)
センコー(株)大分P Dセンター	(大分県大分市)
(株)ランテック門司支店	(北九州市門司区)
M-Senko Logistics Co., Ltd.	M-Senko物流センター (タイ王国)

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

①新たに連結子会社とした主な会社

M-Senko Logistics Co., Ltd.	(タイ王国・出資比率49.75%)
ウエノ商事(株)	(岡山県倉敷市・出資比率100.0%)
上十産業(株)	(広島県福山市・出資比率100.0%)

②株式の追加取得を行った主な連結子会社

(株)ランテック	(福岡市博多区・出資比率100.0%)
----------	---------------------

(5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、中国をはじめとする世界経済の減速懸念もあり、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

物流業界におきましては、貨物の総輸送量の減少が予想される上、ドライバーをはじめとする労働力不足によるコスト増などで、経営環境は厳しさを増していくものと思われます。

このような環境の中、当社グループは中期経営5カ年計画に基づき、人々の暮らしと産業を支える企業グループとして、物流・商事事業を核に、「事業領域の拡大」などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分		2015年度 第99期	2016年度 第100期	2017年度 第101期	2018年度 (当期)第102期
営業収益	百万円	434,000	455,435	492,127	529,609
経常利益	百万円	17,178	17,301	17,316	19,876
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	8,542	8,950	9,503	11,681
1株当たり当期純利益	円	60.43	61.67	62.64	76.90
総資産	百万円	269,461	285,958	333,972	340,491
純資産	百万円	100,009	114,090	118,056	126,895

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

部門	主要な事業内容
① 物流事業	貨物自動車運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業、国際運送取扱業、倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営 等
② 商事・貿易事業	石油販売、商事販売及び貿易事業 等
③ その他事業	情報処理受託業、自動車修理事業、保険代理業 等

(8) 重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
センコ一株式会社	10,000百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
株式会社スマイル	570百万円	100.0 %	包装資材製造販売業及び卸売業
株式会社ランテック	519百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
センコ一商事株式会社	300百万円	100.0 %	石油類・情報処理機器等の販売
センコーエーラインアマノ株式会社	300百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
日本マリン株式会社	300百万円	60.0 %	内航・外航海運事業
アスト株式会社	100百万円	70.0 %	紙製品・日用雑貨品等の販売及び輸入
東京納品代行株式会社	98百万円	100.0 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
アクロストラントスポート株式会社	20百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び物流加工業

(注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。

2. 連結子会社は85社であります。

(9) 主要な営業所等（2019年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都江東区潮見二丁目8番10号
子 会 社	物 流 事 業	センコ一株式会社（大阪市北区） 株式会社ランテック（福岡市博多区） センコーエーラインアマノ株式会社（東京都江戸川区） 日本マリン株式会社（東京都港区） 東京納品代行株式会社（千葉県市川市） アクロストラントスポート株式会社（東京都港区） 等
	商事・貿易事業	株式会社スマイル（東京都江東区） センコ一商事株式会社（東京都江東区） アスト株式会社（大阪市中央区） 等
	そ の 他 事 業	センコ一情報システム株式会社（大阪府八尾市） 等

(10) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
16,244名	1,499名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	3名増	46才2ヶ月	17年3ヶ月

(11) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	16,948百万円
株式会社三井住友銀行	7,854百万円
農林中央金庫	4,940百万円

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 294,999,000株
- (2) 発行済株式の総数 152,541,961株（自己株式319,960株を除く）
- (3) 株主数 8,421名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	24,889千株	16.32%
旭化成株式会社	11,676千株	7.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,417千株	6.83%
積水化学工業株式会社	6,785千株	4.45%
センコーグループ従業員持株会	6,215千株	4.07%
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,252千株	2.79%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	4,091千株	2.68%
いすゞ自動車株式会社	4,039千株	2.65%
J . P . M O R G A N B A N K L U X E M B O U R G S . A .	3,685千株	2.42%
東京海上日動火災保険株式会社	3,439千株	2.25%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口の保有する704,500株は、上記自己株式に含まれておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度末日における職務執行の対価として交付された当社の取締役、社外取締役及び監査役の保有する新株予約権の状況（2019年3月31日現在）**
- ・新株予約権の数 434個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 434,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
 - ・取締役、社外取締役及び監査役の保有する新株予約権の区分別合計

区分 (行使期間)	取 締 役		社 外 取 締 役		監 査 役	
	保有者数	個 数	保有者数	個 数	保有者数	個 数
第1回新株予約権 2007年7月21日から2027年6月30日まで	3名	21個	—	—	—	—
第2回新株予約権 2007年7月21日から2027年6月30日まで	2名	4個	—	—	—	—
第4回新株予約権 2008年7月2日から2028年6月30日まで	3名	22個	—	—	—	—
第5回新株予約権 2008年7月2日から2028年6月30日まで	2名	4個	—	—	—	—
第6回新株予約権 2009年7月2日から2029年6月30日まで	4名	26個	—	—	—	—
第7回新株予約権 2009年7月2日から2029年6月30日まで	3名	7個	—	—	—	—
第8回新株予約権 2010年7月2日から2030年6月30日まで	4名	31個	—	—	—	—
第9回新株予約権 2010年7月2日から2040年6月30日まで	3名	7個	—	—	1名	1個
第10回新株予約権 2011年7月2日から2031年6月30日まで	5名	40個	1名	2個	—	—
第11回新株予約権 2011年7月2日から2041年6月30日まで	3名	8個	—	—	1名	3個
第12回新株予約権 2012年7月3日から2032年6月30日まで	5名	42個	1名	2個	—	—
第13回新株予約権 2012年7月3日から2042年6月30日まで	3名	8個	—	—	2名	4個
第15回新株予約権 2013年7月2日から2033年6月30日まで	5名	34個	1名	1個	1名	2個
第16回新株予約権 2013年7月2日から2043年6月30日まで	3名	8個	—	—	2名	3個
第18回新株予約権 2014年7月2日から2034年6月30日まで	5名	27個	1名	1個	1名	1個
第19回新株予約権 2014年7月2日から2044年6月30日まで	3名	3個	—	—	2名	3個

区分 (行使期間)	取締役		社外取締役		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
第20回新株予約権 2015年7月2日から2035年6月30日まで	6名	26個	1名	2個	2名	4個
第21回新株予約権 2015年7月2日から2045年6月30日まで	2名	4個	—	—	1名	1個
第22回新株予約権 2016年7月2日から2036年6月30日まで	5名	18個	—	—	2名	2個
第23回新株予約権 2016年7月2日から2046年6月30日まで	2名	2個	—	—	1名	1個
第25回新株予約権 2017年7月4日から2037年6月30日まで	6名	17個	—	—	4名	4個
第26回新株予約権 2017年7月4日から2047年6月30日まで	2名	8個	1名	1個	—	—
第27回新株予約権 2018年7月3日から2038年6月30日まで	6名	14個	1名	1個	4名	4個
第28回新株予約権 2018年7月3日から2048年6月30日まで	2名	9個	1名	1個	—	—

- (注) 1. 上表の各新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。
 2. 各新株予約権の行使価額は、全て、1株当たり1円であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

① 第27回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 19個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 19,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株当たり715円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ・新株予約権の行使期間 2018年7月3日から
2038年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものといたします。

イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。

ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものといたします。

・新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

・新株予約権の区別交付状況

区分	交付者数	新株予約権の数
取締役	7名	15個
監査役	4名	4個

②第28回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 83個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 83,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ・新株予約権の行使期間 2018年7月3日から
2048年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものといたします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものといたします。
- ・新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区別交付状況

区分	交付者数	新株予約権の数
当社執行役員	1名	1個
当社常務理事	4名	4個
当社子会社の取締役	9名	29個
当社子会社の執行役員	24名	25個
当社子会社の常務理事	24名	24個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年3月9日開催の取締役会決議に基づき発行した2022年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	2017年3月9日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	100億円
社債の額面金額	1,000万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2017年3月28日
償還の方法及び期日	2022年3月28日に本社債額面金額の100%で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Capital Markets Europe Limited の総額個別買取引受による欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。
当事業年度末日における社債の総額	100億円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・転換価額 930円
新株予約権の行使期間	2017年4月11日から2022年3月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
当事業年度末日における新株予約権の総数	1,000個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福田泰久	物流事業担当、(兼)国際事業担当、(兼)ビジネスサポート事業推進本部長、(兼)センコー(株)代表取締役社長、(兼)全国通運(株)代表取締役会長
取締役 (常務執行役員)	川瀬由洋	IT・教育担当、(兼)センコー情報システム(株)代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	佐々木信郎	広報・IR担当、(兼)不動産事業担当、(兼)センコー不動産(株)代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	白木健一	ライフサポート事業推進本部長
取締役 (常務執行役員)	上中正敦	経営戦略担当、(兼)センコー(株)取締役常務執行役員
取締役	手塚武興	商事事業担当、(兼)センコー商事(株)取締役会長、(兼)(株)丸藤代表取締役社長、(兼)(株)オバタ代表取締役社長
取締役	田中健悟	
取締役	山中一裕	冷凍冷蔵物流事業担当、(兼)(株)ランテック代表取締役社長、(兼)(株)光輝代表取締役社長
取締役	飴野仁子	関西大学商学部教授 センコー(株)取締役 三菱商事(株)顧問
取締役	杉浦康之	公益財団法人東洋文庫 専務理事 興銀リース(株) 社外取締役
常勤監査役	松原圭治	センコー(株)監査役
常勤監査役	鷺田正己	センコー(株)監査役
常勤監査役	吉本恵一郎	センコー(株)監査役
常勤監査役	安光幹治	センコー(株)監査役

- (注) 1. 取締役飴野仁子及び杉浦康之の両氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役吉本恵一郎及び安光幹治の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役松原圭治氏は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役飴野仁子、杉浦康之及び常勤監査役吉本恵一郎の三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 2019年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更され、次のとおりとなりました。

地　　位	氏　　名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 田 泰 久	物流事業担当、(兼)センコー(株)代表取締役社長、(兼)全国通運(株)代表取締役会長
取締役 (常務執行役員)	佐々木 信 郎	ビジネスサポート事業推進本部長
取締役 (常務執行役員)	上 中 正 敦	財務担当、(兼)センコー(株)取締役常務執行役員
取締役	手 塚 武 與	(株)丸藤代表取締役社長、(兼)(株)オバタ代表取締役社長
取締役	田 中 健 悟	センコークリエイティブマネジメント(株)取締役会長
取締役	川 瀬 由 洋	センコー情報システム(株)取締役会長

(ご参考) 2019年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	村 尾 進 一	経営戦略本部長
常務執行役員	大 野 茂	ASEANエリア事務所長、(兼)センコー(株)常務執行役員、(兼)SENKO (THAILAND) Co.,Ltd.代表取締役社長、(兼)SMI-SENKO LOGISTICS PTE., LTD代表取締役社長
常務執行役員	竹 谷 聰	管理本部長、(兼)総務部長
執行役員	篠 原 信 治	ビジネスサポート事業推進本部副本部長、(兼)センコー不動産(株)代表取締役社長
執行役員	小久保 悟	広報・IR担当
執行役員	増 田 康 裕	ライフサポート事業推進本部事業企画室長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	166百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	79百万円 (37百万円)
合計 (うち社外役員)	14名 (4名)	245百万円 (45百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2010年6月29日開催の第93回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションの額として年額7百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金及び2018年5月25日開催の取締役会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の額には、上記（注）1とは別枠で、2017年6月28日開催の第100回定時株主総会において決議いただいた業績連動型株式報酬制度に基づき費用計上した額23百万円が含まれております。
5. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
6. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から、役員として受けた報酬等の総額は4百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外取締役

氏名	当期における主な活動内容
飴野仁子	2018年度の取締役会12回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、大学教授という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。
杉浦康之	2018年度の取締役会12回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、商事・国際分野における豊富な経験や実績に基づいた意見を述べています。

- (注) 1. 「取締役及び監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
2. 当社と飴野仁子及び杉浦康之の両氏との間では、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

②社外監査役

氏名	当期における主な活動内容
吉本恵一郎	2018年度の取締役会に12回中11回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、2018年度の監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
安光幹治	2018年度の取締役会12回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、2018年度の監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬
39百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
77百万円

- (注)
1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社ランテックについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会では、当該会計監査人が「会社法」・「公認会計士法」等の法令違反による処分を受けた場合、職務上の義務に違反や職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合、及び心身の故障により職務の執行に支障がある場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会では、そのほか会計監査人の監査品質・品質管理・独立性等の評価を行い、会計監査人が監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、不再任といたします。

この解任又は不再任の決定をした場合は、会計監査人の選任及び解任又は不再任に関する議案の内容を決定のうえ取締役会へ提出し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するために、CSR推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置する。また、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
- ②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルpline）」を定める。
- ③取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
- ④監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- ⑤監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「機密管理規程」並びに「情報セキュリティ規程」に基づき、それぞれの職務に従い適切に保存、管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
- ②リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行う。
- ③監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。
- ②会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。

(5)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社は経営報告を作成し、グループ会社統括部門、当社監査役等に提出する。
- 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
 - ②グループ会社においてリスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測されるグループ会社が協働して、リスクを統括する委員会に報告を行う。
 - ③監査室は、グループ会社の管轄部門と連携して、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

- ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社の取締役及び使用人が、適切かつ効率的に職務を執行するために、「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を定め、グループ全体の統一的な管理体制の確立を図る。
- ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するために、CSR推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置する。また、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
 - ②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルpline）」を定める。
 - ③グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を順守する。
 - ④監査役は、グループ会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
 - ⑤監査室は、グループ全体の適切な業務運営体制を確保すべく、グループ会社の管轄部門と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (6)監査役がその職務の補助をすべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
監査室所属の使用者が監査役会の職務を補助する。
- (7)前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室所属の使用者の人選等については、監査役会の意向を尊重し、当該使用者は監査役の指示に適切に対応する。
- (8)当社の取締役及び使用者、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用者、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者は、法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく当社の監査役会に報告する。
 i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 ii. グループ全体の内部通報制度「ヘルpline」への通報状況
 iii. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「就業規則」及び「内部通報規程（ヘルpline）」を定め、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会に出席する他、C S R推進委員会等の重要会議に出席するとともに、毎年1回、取締役、執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求める。

②監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。

③監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。

(12)財務報告の信用性を確保するための体制

「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

(13)反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコーグループ企業行動規準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をする。

7. 内部統制システムの運用状況の概要

(1)コンプライアンス

「センコーグループ企業行動規準」を定め、周知徹底を図っております。

各種委員会を設け、CSR(企業の社会的責任)経営の推進を図っております。

内部通報制度として社内相談窓口及び社外の弁護士を相談窓口とする「ヘルpline」を設け、周知し、運用しております。

(2)取締役の職務執行

「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「職務権限表」で定められた権限・責任及び意思調整(決定)プロセスに従い、取締役会・取締役による決裁が行われており、取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われる体制が確保されております。

取締役会では経営に関する重要事項を審議し、合理性・妥当性の判断をしている他、重要事項の報告及び監督を行っております。

「職務権限規程」及び「職務権限表」の定めに応じ、取締役会の他、各会議体により、多面的かつ慎重な審議がなされております。

(3)監査役の職務執行及び内部監査

監査役は取締役会の他、CSR推進委員会等の重要な協議の場に出席し、取締役の職務執行、内部統制の整備・運用状況を確認しております。

また、代表取締役との意見交換並びに取締役及び執行役員に対して業務執行状況の確認することにより、監査の実効性を高めております。

監査役及び内部監査部門は年間の監査計画に基づいて当社及びグループ会社に対して監査を実施しております。

(4)リスク管理体制

将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスク毎に管轄部署を定め、管理しております。

緊急事態が発生した場合は、関連部署及び現場が協働して、人命優先、物的損害(経営損失)の軽減、業務の早期再開、社会的信用の維持、地域社会への支援と貢献の観点からの対応策を実施する体制を敷いております。

(5)グループ会社管理

グループ会社は月次経営報告をグループ会社統括部門と監査役へ提出するとともに、職務執行状況を報告しております。

グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり、「職務権限規程」、「職務権限表」及び「海外現地法人職務権限表」に定められた権限・責任に従うとともに、重要事項については意思調整(決定)プロセスに担当部門が関与することにより、適切な職務遂行がなされる体制としております。

(6)財務報告の信用性確保

財務報告の信頼性と適切性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、内部統制委員会において整備評価と運用評価を行うことで、その体制が適正に機能しているかを検証しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	117,263	流动負債	98,669
現金及び預金	25,232	支払手形及び営業未払金	37,603
受取手形及び営業未収入金	73,097	電子記録債務	7,047
たな卸資産	9,766	1年内償還予定の社債	48
その他の	9,181	短期借入金	21,580
貸倒引当金	△14	一時借入債	3,181
固定資産	223,195	未払法人税等	4,242
有形固定資産	162,214	未賞与引当金	5,253
建物及び構築物	64,645	賞与引当金	347
機械装置及び運搬具	21,723	員被害損失引当金	103
工具、器具及び備品	1,742	役災その他	19,261
土地	59,669	固定負債	114,926
リース資産	10,124	社債	17,120
建設仮勘定	4,308	転換社債型新株予約権付社債	10,029
無形固定資産	12,022	長期借入金	64,696
投資その他の資産	48,958	一時借入債	10,500
投資有価証券	20,260	員退職慰労引当金	180
長期貸付金	3,888	特別修繕引当金	80
退職給付に係る資産	3,088	株式給付引当金	124
差入保証金	13,271	退職給付に係る負債	6,970
繰延税金資産	5,138	資産除去年債	1,011
その他の	4,019	その他の	4,212
貸倒引当金	△709	の	
繰延資産	32	負債合計	213,595
開業費	32	純資産の部	
資産合計	340,491	株主資本	118,656
		資本剰余金	26,528
		益剰余金	29,841
		自己株式	62,983
		その他包括利益累計額	△697
		その他有価証券評価差額金	548
		繰延ヘッジ損益	1,350
		為替換算調整勘定	△3
		退職給付に係る調整累計額	122
		新株予約権	△920
		非支配株主持分	424
		純資産合計	7,265
		負債純資産合計	126,895
		資産合計	340,491

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金額
営業収益	原価	利	益			529,609
営業費用	一般管理費	利	益			471,129
販売費及び一般管理費						58,479
営業外収益						38,847
受取配当金						19,631
受持分による投資家						
受取土地代						
受取雜業費用						
支払費用						
支雜経常利益						
特別利益						
補助金	取扱益	入益				1,586
固定資産	売却益	益				370
投資有価証券	売却益	益				259
関係会社清算	算入額	益				79
関係会社貸倒引当金	戻入額	額				34
特別損失						2,330
固定資産圧縮	損益	損益				1,565
関係会社株式評価	却損	損益				675
固定資産除理	却損	損益				334
子会社整備	入額	損失額				200
関係会社貸倒引当金繰入	退損	損失額				149
事業所撤回	損入	損失額				133
災害による損失	損入	損失額				111
災害損失引当金繰入	損入	損失額				103
減税	損	損失額				31
金等調整前当期純利益						3,304
法人税、住民税及び事業税						18,901
法人税等調整						7,102
当期純利益						△295
非支配株主に帰属する当期純利益						12,094
親会社株主に帰属する当期純利益						413
						11,681

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	26,528	29,730	54,968	△590	110,637
当連結会計年度変動額					
剩余金の配当			△3,660		△3,660
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,681		11,681
自己株式の取得				△127	△127
自己株式の処分		△2		20	17
連結範囲の変動			△5		△5
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		114			114
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	111	8,015	△107	8,018
当連結会計年度末残高	26,528	29,841	62,983	△697	118,656

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	継延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,775	△61	334	△42	2,005	373	5,040	118,056
当連結会計年度変動額								
剩余金の配当					－			△3,660
親会社株主に帰属する 当期純利益					－			11,681
自己株式の取得					－			△127
自己株式の処分					－			17
連結範囲の変動					－			△5
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					－			114
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△424	57	△212	△877	△1,457	51	2,225	820
当連結会計年度変動額合計	△424	57	△212	△877	△1,457	51	2,225	8,838
当連結会計年度末残高	1,350	△3	122	△920	548	424	7,265	126,895

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科	金額	科	金額
流动資産	18,044	流动负债	51,637
現金及び預金	6,317	支電子業期未借入金	1,132
営業未収入金	2	記録未借入金	5,880
前払費用	195	手帳未借入金	3
未収入金	10,579	年内返済予定の長期借入金	11,850
その他の金	950	一時預金	4,556
貸倒引当金	△1	未払利息	822
固定資産	192,860	未払法人税	474
有形固定資産	23,392	未払法人税	82
建物	6,698	未預賞与引当金	7
構築物	896	未与賞与引当金	26,614
機械及び装置	54	定期負債	126
車両運搬工具	123	社員引当金	83
工具、器具及び備品	333	転換社債型新株予約権付社債	3
土地	14,699	長期借入債	82,363
リース資産	359	中期借入債	17,000
建設仮勘定	227	未払借入債	10,029
無形固定資産	1,603	式会社の持株	53,952
借地権	0	資本	1,295
電話施設利用権	0	資本	9
権利	12	本益余	23
ソフトウエア	4	本益余	45
リース資産	1,586	その他資本	7
投資その他の資産	167,864	資本	56,26
投資有価証券	3,740	本益余	26,528
関係会社株式	72,591	本益余	25,328
関係会社出資金	2,101	その他資本	24,619
長期貸付金	85,906	利益準備	708
差入保証金	968	利益準備	24,466
繰延税金資産	1,692	その他利益	1,505
その他の金	1,355	別途積立	22,960
貸倒引当金	△492	繰越利益	17,217
資産合計	210,904	自己株式	5,743
		評価・換算差額	△697
		その他有価証券評価差額金	853
		新株予約権	853
		純資産合計	424
		純資産合計	76,903
		負債純資産合計	210,904

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金額
営業収益					
営業収益	入金				4,878
関係会社受取配当					4,426
営業原価					9,305
営業総利益					1,815
販売費及び一般管理費					7,489
営業利益					3,159
営業外収益					4,330
受取利息	利息				1,144
受取配当	利息				92
雑取収入	利息				74
営業外費用	利息				1,312
支払利息	利息				849
支払支出し	利息				87
常利益					937
特別利益					4,705
投資有価証券売却益					169
関係会社清算益					79
特別損失					248
関係会社株式評価損					765
関係会社貸倒引当金繰入額					206
子会社整理損					200
税引前当期純利益					1,171
法人税、住民税及び事業税					3,782
法人税等調整額					59
当期純利益					36
					3,686

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					利益剰余金		
	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
	資本準備金	その他資本金	資本剰余金合計		別積立金	途継越利益		
当期首残高	26,528	24,619	711	25,331	1,505	18,917	4,017	24,440
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩				—		△1,700	1,700	—
剰余金の配当				—			△3,660	△3,660
当期純利益				—			3,686	3,686
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分			△2	△2				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—				—
事業年度中の変動額合計	—	—	△2	△2	—	△1,700	1,726	26
当期末残高	26,528	24,619	708	25,328	1,505	17,217	5,743	24,466

株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純合資産計	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	△590	75,710	1,167	1,167	373	77,251
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		—	—	—	—	—
剰余金の配当		△3,660	—	—	△3,660	—
当期純利益		3,686	—	—	3,686	—
自己株式の取得	△127	△127	—	—	△127	—
自己株式の処分	20	17	—	—	17	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	△314	△314	51	△263
事業年度中の変動額合計	△107	△84	△314	△314	51	△347
当期末残高	△697	75,626	853	853	424	76,903

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

センコーグループホールディングス株式会社
取締役会御中

大手前監査法人

指定期社員 公認会計士 古谷一郎 印
業務執行社員

指定期社員 公認会計士 和田裕之 印
業務執行社員

指定期社員 公認会計士 橋口健志 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコーグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

センコーグループホールディングス株式会社
取締役会御中

大手前監査法人

指定期社員 公認会計士 古谷一郎 印
業務執行社員 公認会計士 和田裕之 印

指定期社員 公認会計士 橋口健志 印
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

センコーグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松原圭治	㊞
常勤監査役 鷺田正己	㊞
常勤監査役 吉本惠一郎	㊞
常勤監査役 安光幹治	㊞
(社外監査役)	
(社外監査役)	

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、安定配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。また、将来の事業展開と経営体质の強化のための内部留保を確保する必要があります。このような観点のもと、当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき13円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき26円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金13円	総額 1,983,045,493円
------------------	-------------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

(3) 実施理由

今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策の実現を可能とするためであります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふくた やすひさ (1946年8月23日生)	<p>1969年 4月 当社入社 1993年 6月 当社取締役 1997年 6月 当社常務取締役 2003年 6月 当社取締役副社長 2004年 6月 当社代表取締役社長（現在） 2009年 4月 当社生産管理本部長 2017年 4月 当社物流事業担当（現在） 当社ビジネスサポート事業推進本部長 2017年10月 当社国際事業担当 （重要な兼職の状況） センコー(株)代表取締役社長 全国通運(株)代表取締役会長</p>	198,000株
【取締役候補者とした理由】			
	長年にわたり当社の代表取締役としてセンコーグループ全体の経営の指揮を執り、事業領域の拡大に貢献してまいりました。これまでの経営者としての経験、実績及び業界全般にわたる豊富な知見に加え、強いリーダーシップにより、今後もセンコーグループ全体の経営強化及び企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	さとう ひろお (1957年3月12日生)	<p>1979年 4月 当社入社 2005年 4月 当社広報部長 2007年 4月 当社社長室長 2009年 4月 当社執行役員 当社広報担当 2015年 4月 当社常務執行役員（現在） 2015年 6月 当社取締役（現在） 2017年 4月 当社広報・IR担当 2017年11月 当社不動産事業担当 2019年 4月 当社ビジネスサポート事業推進本部長（現在）</p>	28,700株
【取締役候補者とした理由】			
	取締役に就任後、広報・IR担当、不動産事業担当を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験等を活かし、センコーグループの事業拡大に貢献することで、当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	白木健一 (1952年11月8日生)	<p>1975年 4月 当社入社 1998年 4月 当社大阪統括営業部営業推進担当部長 2004年 4月 当社生産管理部長 2005年 4月 当社第1営業本部ケミカル物流第1営業部長 2007年 4月 当社名古屋主管支店長 当社ロジスティクス営業本部中部営業部長 2009年 4月 当社執行役員 2011年 4月 当社住宅物流営業本部長 2014年 4月 当社常務執行役員（現在） 2016年 4月 当社ライフサポート事業推進本部長（現在） 2017年 6月 当社取締役（現在）</p>	31,700株
【取締役候補者とした理由】			
当社に入社以来、当社の主要物流事業の営業に従事し、営業活動における豊富な経験と専門的な知識を有しております。これらの経験等を活かし新たな事業分野を開拓することで、当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	上中正敦 (1959年11月23日生)	<p>1982年 4月 当社入社 2006年 4月 当社経理部長 2014年 4月 当社国際物流事業本部副本部長 当社国際複合輸送事業部長 2015年 4月 当社執行役員 2017年 4月 当社常務執行役員（現在） 当社経営戦略担当 当社経営戦略室長 2017年 6月 当社取締役（現在） 2019年 4月 当社財務担当（現在）</p>	25,500株
【取締役候補者とした理由】			
当社に入社以来、主に経理部門に従事し、経営管理・財務分野における豊富な経験と専門的な知識を有しております。これらの経験等を活かし、財務基盤のさらなる強化に資することで、当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※5	村尾進一 (1956年11月18日生)	<p>1980年 4月 当社入社</p> <p>2004年 4月 当社西日本営業本部ロジスティクス営業部長</p> <p>2006年 4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業部コンサルタントチーム第4グループ長</p> <p>2007年 4月 当社ロジスティクス営業本部アパレル物流営業部長</p> <p>2012年11月 当社札幌主管支店長</p> <p>当社札幌南支店長</p> <p>2015年 4月 当社執行役員</p> <p>2019年 4月 当社常務執行役員（現在） 当社経営戦略本部長（現在）</p>	17,800株
【取締役候補者とした理由】			
当社に入社以来、主に物流事業の営業及び責任者を務め、物流事業分野における豊富な経験と専門的な知識を有しております。現在は経営戦略本部長としてセンコーグループ全体の経営戦略の企画・立案・実行を統括しており、今後も当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。			
6	山中一裕 (1949年11月1日生)	<p>1972年 4月 当社入社</p> <p>1994年 4月 当社東京南支店長</p> <p>1998年11月 当社柏支店長</p> <p>2005年 4月 当社執行役員</p> <p>当社北海道・東北地区担当</p> <p>2009年 4月 当社常務執行役員</p> <p>当社生産管理本部副本部長</p> <p>2011年 4月 当社関東主管支店長</p> <p>2011年 6月 当社取締役</p> <p>2014年 4月 当社専務執行役員</p> <p>当社中四国・九州地区担当</p> <p>当社西日本地区配送ネット構築担当</p> <p>2017年 6月 当社取締役（現在） 当社冷凍冷蔵物流事業担当（現在） (重要な兼職の状況) (株)ランテック代表取締役社長 (株)光輝代表取締役社長</p>	53,007株
【取締役候補者とした理由】			
当社に入社以来、長年にわたり物流事業分野の責任者を務め、物流事業分野における豊富な経験と専門的な知識を有しております、2016年4月からは(株)ランテックの代表取締役社長として冷凍冷蔵物流事業分野においても能力を発揮しております。これらの経験等を活かすことで当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※7	谷 玲 (1953年10月2日生)	<p>1977年 4月 当社入社 2003年 4月 当社海運部長 2009年 4月 当社執行役員 2014年 4月 当社常務執行役員 当社海運・通運担当 2015年 4月 当社生産管理本部長 6月 当社取締役 2017年 4月 センコー(株)取締役 (現在) センコー(株)副社長執行役員 センコー(株)海運・通運担当 センコー(株)安全品質環境担当</p> <p>(重要な兼職の状況) センコーアイシル(株)取締役会長 日本マリン(株)取締役会長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来、海運事業分野に従事し、豊富な経験と専門的な知識を有しております。これらの経験等を活かし、センコーグループの海運事業のさらなる発展に資することで、当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。</p>	39,400株
※8	米 司 博 (1953年9月8日生)	<p>1978年 4月 当社入社 2001年 4月 当社人事部長 2005年 4月 当社東日本営業本部チェーンストア物流営業部長 2007年 4月 当社ロジスティクス営業本部副本部長 2009年 4月 当社執行役員 2013年 4月 当社常務執行役員 当社3PL事業担当 当社ロジスティクス営業本部長 2013年 6月 当社取締役 2014年 6月 当社チェーンストア物流第1営業部長 2015年 4月 当社専務執行役員 当社経営管理・戦略担当 当社安全品質環境担当 2016年 9月 センコーフィニッシュメント(現 センコー(株))取締役 (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) センコーアイシル(株)代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来、主に物流事業の営業部門に従事し、営業活動における豊富な経験と専門的な知識を有しております、2017年4月からはセンコーアイシル(株)の代表取締役社長として、センコーグループの商事事業分野を牽引しております。これらの実績等から、今後も当社の企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。</p>	59,232株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	あめ 館 野 仁子 (1971年8月10日生)	2005年 4月 西南学院大学商学部助教授 2007年 4月 関西大学商学部准教授 2011年 6月 当社取締役（現在） 2012年 4月 関西大学商学部教授（現在）	200株
【社外取締役候補者とした理由】 大学教授という専門の知識と経験を活かして当社の経営に中立的な立場からご意見をいただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
10	す ざ る とう や す ゆ き 杉 浦 康 之 (1953年9月25日生)	1978年 4月 三菱商事(株)入社 2009年 4月 同社執行役員 2013年 4月 同社常務執行役員 北米三菱商事会社取締役社長 2016年 4月 三菱商事(株)顧問（現在） 2017年 6月 当社取締役（現在）	0株
【社外取締役候補者とした理由】 商事・国際分野における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を活かして当社の経営に中立的な立場からご意見をいただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
※11	あら き よう こ 荒木 葉子 (1957年7月4日生)	1982年 4月 慶應義塾大学医学部内科学教室入局 1992年 1月 カリフォルニア大学サンフランシスコ校留学 2002年 4月 NTT東日本首都圏健康管理センタ東京 健康管理センタ所長 2006年 4月 荒木労働衛生コンサルタント事務所所長 (現在) 2008年 9月 東京医科歯科大学女性研究者支援室特任教授	0株
【社外取締役候補者とした理由】 医師という専門の知識と経験を活かして幅広い視点からのご意見を期待するとともに、健康増進等に関する見識を当社の経営に活かしていただくために、新たに社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 谷口玲、米司博の両氏は、2019年6月17日付でセンコー(株)の取締役を辞任する予定であります。
 4. 館野仁子、杉浦康之及び荒木葉子の三氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 館野仁子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 6. 杉浦康之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

7. 当社は、飴野仁子及び杉浦康之の両氏との間で、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、荒木葉子氏が選任された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、東京証券取引所に対して、飴野仁子及び杉浦康之の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、荒木葉子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松原圭治氏は任期満了となり、また、監査役吉本恵一郎氏は辞任により退任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	松原圭治 (1952年12月9日生)	1975年4月 当社入社 2001年4月 当社法務部長 2004年4月 当社総務部長 2008年4月 当社C S R推進部長 2009年4月 当社監査室長 2015年6月 当社常勤監査役（現在）	28,600株
2	松友泰 (1960年9月20日生)	1983年4月 チッソ㈱入社 2007年9月 同社液晶事業部営業部長 2011年4月 J N C(㈱)液晶事業部営業統括部長 2012年4月 同社液晶事業部業務部長 2013年4月 韓国J N C(㈱)社長 2015年4月 J N C石油化学(㈱)市原製造所事務部長（現在）	0株

- (注) 1. 松友泰氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 松友泰氏は社外監査役候補者であります。
 4. 松友泰氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断したためです。
 5. 当社は、社外監査役候補者である松友泰氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2015年6月26日開催の第98回定時株主総会において補欠監査役に選任された辻正和氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、監査役が法定の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
よしもと　けいいちろう 吉本 恵一郎 (1953年2月27日生)	1975年4月 チッソ(株)入社 2005年6月 同社水俣本部事務部長 2013年4月 同社水俣本部部長付 2013年6月 当社常勤監査役(現在)	11,900株

- (注) 1. 吉本恵一郎氏は社外監査役候補者の補欠であります。
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 吉本恵一郎氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断したためです。

第5号議案 当社グループ役職員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、「会社法」第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の執行役員及び常務理事（以下総称して「当社グループ役職員」といいます。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求めるものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、当社グループ役職員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、当社グループ役職員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式61,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

61個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。）

但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を使用することができる期間

2019年7月2日から2049年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権行使することができる。
- ③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。
- (7) 新株予約権の取得の条項
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ②吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

会場ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

梅田スカイビル タワーウエスト3階 ステラホール



交通機関のご案内

- 【JR大阪駅】中央北口より 徒歩15分
- 【阪急梅田駅】茶屋町口より 徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】5番出口より 徒歩15分

6月28日(金)から29日(土)にかけてG20大阪サミットの開催が予定されており、総会当日においても、大規模な交通規制が予想されますので、時間に余裕をもってご来場下さいよう、お願い申しあげます。